

株式会社 GF を「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、株式会社 GF を令和4年11月28日付けで認定しました。



認定マーク
「くるみん」

令和4年12月27日、認定通知書交付式にて、株式会社 GF 西本取締役（左）と伊藤局長。

☆株式会社 GF 取組概要☆

1 行動計画期間

令和元年10月1日～令和4年9月30日

2 行動計画の目標 →取組結果

- 【目標①】 家族手当を時代に適合した額に変更する（子を有する労働者の家族手当の見直し）。
→ 2020年10月、就業規則を改定し、家族手当について、子供（18歳未満）が1人目は3千円、2人目は2千円としていた支給額を、子供1人につき3千円とした。
- 【目標②】 妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。
→ ・ 2022年5月、母性健康管理に関するパンフレットを作成し、全社員へ周知するとともに、社内アンケートを実施し具体的なニーズを調査した。
・ 2022年6月、喫煙所を避けて登社できる位置へ、妊婦・障害者用の駐車スペースを新設した。
・ 2022年6月、専用駐車場から社屋に入る経路のうち、暗い場所へはソーラーライトを設置した。

3 その他主な認定基準達成状況

- 男性の育児休業取得状況（認定基準5）
計画期間内の育児休業取得率 16.7%
- 女性の育児休業取得状況（認定基準6）
計画期間内の育児休業取得率 100%。
- 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7）
 - ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる育児短時間勤務制度を導入。
 - ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる所定外労働を免除する制度の導入。
- 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9）
 - ① 所定外労働の削減のための措置
毎週水曜日を「早帰りDay」とし、イントラネット及びカレンダーへ表示し周知している。
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
毎月1回、有給休暇取得奨励日を設定し、イントラネット及びカレンダーへ表示し周知している。